

事例番号:360149

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週 3 日 交通事故時に下腹部痛あり紹介元分娩機関に救急搬送され
受診

胎児心拍数陣痛図で 2-3 分おきの子宮収縮を認める

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 29 週 4 日

0:00- 性器出血あり

1:25 救急搬送中の車内で妊産婦ショック状態あり、性器出血のため当該
分娩機関に入院、妊産婦に毛細血管再充満時間の延長および末
梢冷汗あり、超音波断層法で児頭近傍に血種様嚢胞および多量
の出血あり

4) 分娩経過

妊娠 29 週 4 日

時刻不明 帝王切開直前に腹部板状硬あり

2:30 常位胎盤早期剥離のため帝王切開により児娩出、子宮溢血所見
あり

胎児付属物所見 凝血塊が混入する血性羊水あり、胎盤に 50%以上の剥離

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 4 日

(2) 出生時体重:1100g 台

- (3) 臍帶動脈血ガス分析:実施なし
- (4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分8点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫、気管挿管
- (6) 診断等:
 - 出生当日 早産、極低出生体重児
- (7) 頭部画像所見:
 - 生後73日 頭部MRIで脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈紹介元分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医1名
 - 看護スタッフ:助産師1名、看護師3名

〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医3名、小児科医3名、麻酔科医1名、研修医1名
 - 看護スタッフ:助産師1名、看護師2名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は、常位胎盤早期剥離による子宮胎盤循環不全であると考える。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性がPVL発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 紹介元分娩機関

- ア. 妊娠 29 週 3 日交通事故にあった妊産婦を受け入れたこと、および受診時の対応(超音波断層法実施、腔鏡診実施、分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。
- イ. 分娩監視装置を約 1 時間装着し、子宮収縮が認められたため、子宮収縮抑制薬を処方し帰宅としたことは選択肢のひとつである。
- ウ. 妊娠 29 週 4 日 0 時 20 分、妊産婦から「0 時に性器出血、23 時 30 分に子宮収縮抑制薬を内服したが不規則な子宮収縮が続いており、既に救急車を呼んだ」との電話連絡に対し、救急隊と電話を代わり出血流出あり、血圧低下が認められたため、より近くの当該分娩機関に搬送としたことは一般的である。

(2) 当該分娩機関

- ア. 妊娠 29 週 4 日ショック状態で搬送された妊産婦に対しての対応(パルシメチン測定、血液検査実施、超音波断層法実施、分娩監視装置装着)は一般的である。
- イ. 交通事故後の常位胎盤早期剥離を疑い、高次医療機関への搬送も考慮したが妊産婦の頻脈改善が認められず胎児心拍数の上昇も認められたため、当該分娩機関での帝王切開術を決定したことは一般的である。
- ウ. 当該分娩機関入院から 65 分後に児を娩出したことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バック・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

妊産婦が交通事故等の外傷を負った際の胎児心拍モニタリング等の対応について、指針を作成することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。